

○八千代市成年後見制度利用支援事業実施要綱

制定	平成15年	3月31日	告示第53号
改正	平成24年	7月3日	告示第157号
	平成28年	3月30日	告示第60号
	令和4年	3月25日	告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項及び第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）について精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定により市長が行う審判の請求（以下「市長申立て」という。）の手續及び成年後見制度に係る費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長申立て)

第2条 市長は、精神障害者、知的障害者又は65歳以上の者（65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものにつき市長申立てを行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むことに支障がある者
- (2) 後見、保佐又は補助開始の審判（以下「後見等開始の審判」という。）の請求を自ら行うことが困難である者
- (3) 配偶者又は4親等内の親族（以下「親族等」という。）による保護又は後見等開始の審判の請求が期待できない者
- (4) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できるもの

(費用負担)

第3条 市長は、市長申立てについて、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により申立人が負担することとされる、審判請求に必要な費用を負担するものとする。

- 2 市長は、前項の費用につき、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対して行うことができる。

(報酬助成の内容)

第4条 市長は、審判請求に基づき後見等開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)に対し、成年後見人及び成年後見監督人、保佐人及び保佐監督人又は補助人及び補助監督人(以下「成年後見人等」という。)に支払う報酬の助成(以下「報酬助成」という。)を行うものとする。

(報酬助成の対象者)

第4条の2 報酬助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する成年被後見人等とする。

(1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者(本市以外の市町村又はその長が高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第9条第2項の措置を行っている者、本市以外の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う介護保険法(平成9年法律第123号)第9条の介護保険の被保険者である者及び本市以外の市町村が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付を行っている者を除く。)

(2) 次のいずれかに該当する者(その利用し得る資産を活用してもなお成年後見人等に報酬を支払うことが困難であると市長が認めるものに限る。)

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(八千代市健康福祉部長が同法第19条第4項の保護の実施機関である場合に限る。)

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者(八千代市健康福祉部長が支援給付の実施機関である場合に限る。)

ウ 市町村民税を課されない者(生計を一にする世帯に属する者が全て市町村民税を課されない者である場合に限る。)

2 本市から市外の社会福祉施設等に入所等したことにより転出した者で

あって、現に当該社会福祉施設等に入所等しているものは、前項第1号に掲げる者とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、成年被後見人等の成年後見人等が親族等である場合は、当該成年被後見人等を報酬助成の対象者としなない。

(助成の額)

第5条 報酬助成の額は、成年後見人等に付与する報酬の額として家庭裁判所が定めた額の合計額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 成年被後見人等が在宅で生活している場合 月額28,000円
- (2) 成年被後見人等が施設入所し、又は長期入院している場合 月額18,000円

(申請)

第6条 報酬助成を受けようとする者は、八千代市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に家庭裁判所による報酬付与の決定のあった日の翌日から起算して90日以内に申請しなければならない。

- (1) 第4条の2第1項第2号アに掲げる者が申請する場合にあつては、生活保護を受給していることが確認できる書類
- (2) 第4条の2第1項第2号イに掲げる者が申請する場合にあつては、支援給付を受けていることが確認できる書類
- (3) 第4条の2第1項第2号ウに掲げる者が申請する場合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 本人及び生計を一にする世帯に属する者が市町村民税を課されない者であることが確認できる書類
  - イ 同意書(第2号様式)
- (4) 家庭裁判所に提出した報酬付与申立事情説明書の写し
- (5) 家庭裁判所に提出した財産目録(定期報告用)の写し(これにより難しい場合は、所有する資産の状況が確認できる書類)
- (6) 報酬付与の審判に係る審判書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、審査の上速やかに助成の可否を決定し、八千代市成年後見制度利用支援事業報酬助成決定(却下)通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(中止又は変更)

第8条 前条の規定により助成を決定する旨の通知を受けた者は、第4条の2第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は申請内容に変更が生じたときは、八千代市成年後見制度利用支援事業報酬助成中止(変更)届(第4号様式)に当該事実が確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならぬ。

(受給権の消滅)

第9条 報酬助成を受ける権利は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、消滅する。

- (1) 第4条の2第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 後見等開始の審判が取り消されたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第157号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき外国人登録原票に登録されていた者に係る第7条の規定による改正後の八千代市精神障害者医療費助成要綱第3条第2号及び第3号の規定の適用については、施行日前において外国人登録原票に登録されて

いた期間は住民基本台帳に記録されていた期間とみなす。

附 則（平成 28 年告示第 60 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の八千代市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に生じた成年後見人等に支払う報酬（以下「支払報酬」という。）のうち、当該支払報酬に係る報酬付与の審判により決定された報酬付与期間の最終日の 1 年前の日から当該最終日までの間に生じた支払報酬の助成について適用し、当該最終日の 1 年前の日前に生じた支払報酬の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年告示第 54 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の八千代市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に家庭裁判所による報酬付与の決定があった成年後見人等の報酬の助成について適用し、同日前に家庭裁判所による報酬付与の決定があった成年後見人等の報酬の助成については、なお従前の例による。